

毒物劇物取扱者試験案内

鹿児島県保健福祉部薬務課

令和6年度毒物劇物取扱者試験を下記のとおり行います。

1 試験の日時

令和6年8月6日（火）午前10時から正午まで

【注意】 試験当日、台風の接近等、不測の事態により試験を実施できない場合は、8月20日（火）に延期します。（延期の際の試験会場や時間等は、受験票が送付された時に同封されている文書を確認してください。）

なお、確認方法は、「14 その他（2）」を参照してください。

2 試験の場所

・ホテル自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験 農業用品目毒物劇物取扱者試験 特定品目毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験 （試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はありません。

ただし、次の方は、毒物劇物取扱責任者になれません。

（1）18歳未満の者

（2）精神機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと

ができない者

- (3) 麻薬，大麻，あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し，罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

5 試験手数料

10,700円（鹿児島県収入証紙）

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（本籍地を記載したもの）

・「住民票の写し」とは，市役所等で発行される原本であり，コピーは不可とする。

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 10,700円分の鹿児島県収入証紙

・ 提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しません。

(2) 提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課
上記以外の者	その者の住所地を所管する保健所

※「15 問い合わせ先」の項を参照してください。

(3) 提出書類等を郵送する場合も，(2)の提出先へ送付すること。必ず，書留郵便によるものとし，その表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きしてください。

(4) 受験願書記入上の注意（別添記載例参照）

ア 受験願書には楷書で，もれの無いように記入し，氏名及び生年月日については，戸籍記載のとおり記入してください。

イ 受験願書の本籍欄には，都道府県名のみを記入してください。

ウ 受験願書住所については，受験票を送付するので，現住所を正確に記載してください。

エ 個人番号を記載していない住民票の写しは，必ず「本籍地を記載したもの」をご提出ください。

7 提出書類等の受付期間

令和6年6月3日（月）から同年6月14日（金）までのそれぞれの

日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、郵送の場合は、令和6年6月14日（金）の消印のあるものまで受け付けます。

8 受験願書の用紙の配布

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において配布します。また、鹿児島県ホームページからもダウンロードすることができます。

なお、郵送の方法により請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記し、94円分の切手を貼った返信用封筒（定形）を同封してください。

9 受験票の交付

受験票は受験者本人宛てに郵送します。

なお、令和6年7月23日（火）までに配達されない場合は、受験願書の提出先にお問い合わせください。

10 解答及び合格基準の公表

令和6年8月13日（火）から鹿児島県ホームページに公表します。

11 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者発表は、令和6年9月6日（金）午前10時から午後5時15分までの間、鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に受験番号を掲示して行います。

また、県ホームページにも令和6年9月6日（金）午前10時から公表します。

(2) 合否の確認は、各自受験票と照合し、行ってください。

なお、電話による合否の確認は、原則行いません。

また、試験終了後に受験票を紛失した場合は、受験願書の提出先に受験番号を電話にて照会してください。

(3) 合格者には、合格者発表以降に本人宛に合格証を郵送します。

12 受験時の注意事項

試験会場内での携帯電話等の通信機器、計算機器（計算機能付きの腕時計等）の使用は禁止します。

使用が発見された場合、その受験生の試験は無効とします。（もしくは、退室を求めることがあります。）

13 試験結果の開示

(1) 本人に限り試験結果（総合得点及び科目別得点）を開示します。

(2) 開示の申出は、県保健福祉部薬務課において職員に直接、口頭で行ってください。その際、受験票や運転免許証等の身分を証明する書類を提示してください。（電話やファックス等による申出はできません。）

(3) 開示の申出期間及び簡易開示ができる期間

令和6年9月6日(金)から同年10月7日(月)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。(ただし、9月6日(金)は午前10時から)

14 その他

(1) 会場の周辺には、次の駐車場がありますが、混雑が予想されるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- ・市鴨池公園駐車場(有料, 徒歩6分)
- ・県営鴨池ニュータウン駐車場(有料, 徒歩10分)
- ・県庁駐車場(有料, 徒歩5分)

(2) 台風の接近や地震等災害の発生等により試験の延期が懸念される場合は、試験前日(8月5日(月))の午後1時から午後5時15分までに、受験願書の提出先に氏名を告げて試験開催の有無をお問い合わせください。なお、延期が決定した場合は、鹿児島県のホームページ上においても、試験前日の午後1時以降に延期の公表を行います。

(3) 試験当日、公共交通機関等に乱れが生じた場合は、試験開始時間を遅らせることがあります。

15 問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号	所 管 区 域
指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町301	0993-22-2172	指宿市
加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	0993-53-2317	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332	いちき串木野市, 日置市, 十島村, 三島村
川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3167	薩摩川内市, さつま町
出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996-62-1636	出水市, 阿久根市, 長島町
大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5106	伊佐市
始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7960	霧島市, 始良市, 湧水町
志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	099-472-1021	志布志市, 曾於市, 大崎町
鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2113	鹿屋市, 垂水市, 肝付町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町
西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0032	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024	屋久島町
名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411	奄美市, 龍郷町, 瀬戸内町, 大和村, 宇検村, 喜界町
徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
県庁 薬務課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 (3階)	099-286-2806	鹿児島市 鹿児島県外